

他都市における下水道普及促進策 事例集

(日本下水道協会「排水設備接続推進事例集」より抜粋)

目次

下水道協力員が頑張る普及活動(福島県会津若松市)	2
戸別訪問を進め住民意識の向上で100%達成を目指す(神奈川県厚木市).....	5
戸別訪問にシルバー人材センターを活用(京都府宇治市)	9
水洗化促進嘱託員で進める戸別訪問(広島県府中市)	11
戸別訪問を毎年継続的に実施することで水洗化を促進(鹿児島県鹿児島市).....	14
事情に合わせた広報活動で水洗化を推進(岩手県盛岡市)	17
最高35,000円の奨励金が交付される下水道貯金(香川県多度津町)	22

下水道協力員が頑張る普及活動(福島県会津若松市)

1. はじめに

(1) 会津若松市の概況

会津若松市は、福島県西部に位置する会津盆地の東南にあり、東は猪苗代湖を境とし、南は布引山、大戸山を境とした諸山岳が壁をなし、西は会津盆地中央を縦断する阿賀野川水系阿賀川(大川)を境としている。また、周辺を郡山市、猪苗代町、湯川村、会津坂下町、会津美里町、下郷町、天栄村に囲まれ、会津地区における中核都市としての役割を果たしている。

(2) 市全域の汚水処理計画とは

本市の汚水処理計画は、市街化区域を昭和48年から着手の公共下水道事業により整備を進めることとし(平成16年度末、人口普及率 57.8%、水洗化率 79.4%)、市街化区域を除く全域(市街化調整区域)は、今後速やかな対応と充実が求められている地域である。

経済性および効率性の高い事業とし、平成14年度から農業集落排水事業整備区域を除き浄化槽市町村整備推進事業(個別生活排水事業)により整備することとしたものである。

これにより、本市は汚水処理対策を行政区域全域において市自らが実施し、管理していくものとしたところである。

市全体の汚水処理計画は下表のように、目標年次平成27年度には市の 84.6%が処理できることとなる。

■行政区域人口 114,486 人(平成 16 年度末)

	現状	目標年次
公共下水道処理区域人口	66,116 人	89,106 人
農業集落排水事業人口	1,160 人	1,160 人
個別生活排水事業(市町村設置)人口	704 人	4,466 人
(個人設置済)人口	2,154 人	2,154 人
計	70,134 人	96,886 人

2. 接続の阻害要因

本市の人口普及率は約 50%程度であり、未接続率は概ね 20%超で推移してきており、接続率向上対策として下水道協力員制度を柱として強力に推進しているところである。

こうした取り組みにおいて明らかになっている接続阻害の要因は、多岐にわたっており、経済的理由を第1に、意識の欠如が第2、そして賃貸家屋であることや家屋の老朽化によるものなどが主なものである。

また、「既存浄化槽に不便を感じないから」、さらには、「歳回りが悪い」など、いずれにしても、相当かさむ排水設備の工事費と月々の下水道使用料を負担しなければならないことに対する「やりたくない言い訳」であるようだ。残念ながら、未接続者の方のうち、水環境を真剣に考えている方は極めて少ないのが現状である。これらの打開策として女性による協力員制度を採用することにより、お客様との接触(お話)できる確率が極めて高くなり、下水道の必要性を生活環境や水環境の面から

十分に説明できることや有利な制度の話ができるなど、効果的・効率的な普及活動に努めているところである。

3. 制度の概要

●下水道協力員制度

(目的)

公共下水道事業、農業集落排水事業、個別生活排水事業(浄化槽市町村整備推進事業)に対する市民の理解を深め、円滑な事業運営を確保するため、会津若松市下水道協力員を設置するものである。

(身分等)

協力員は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する非常勤の特別職の職員として市長が任用し、その任期は、任用された年度の3月末までとする。ただし、再任を妨げない。

(職務)

- (1)各事業の普及活動に関すること。
- (2)個別生活排水事業の早期設置促進に関すること。
- (3)使用料、受益者負担金、分担金の納付指導および収納に関すること。

(勤務条件)

勤務時間は、原則として1日について5時間を限度とし、月曜日から金曜日までの毎日午前8時30分から午後5時15分までの間で定める。年次休暇は、新たに雇用される年度において、1年間に10日とし、以降定めによる付与日数がある。

●水洗便所改造資金融資あっせん制度

「その気になってもらう」ため、当市では、水洗便所改造資金融資あっせん制度として、平均的排水設備改造工事費の80万円までを限度対象とし、80回の均等返済での利子補給を行っているところである。

(融資あっせんの対象要件)

融資あっせんを受けようとする者(自然人<法人以外ということ>に限る。以下「申請者」)

- (1)処理区域内の建物所有者または改造工事について当該建物所有者の同意を得た占有者であること。
- (2)納期が到来した市税、受益者負担金、分担金を完納していること。(分割納付の場合、申請時点の納期到来分を納付していること)
- (3)連帯保証人(申請者の法定相続人または市内に居住する納期が到来した市税を完納している者に限る)1名を有すること。
- (4)供用開始の日から、3年以内に行うものであること。

●私道の下水道工事

市では、下水道事業区域内の下水道未整備私道について、下水道を利用する公道に面していない家屋が2戸以上ある場合は、以下の条件を満たせば、市において下水道工事を行うこととしている。

- (1)建築基準法第42条第1項各号に規定する道路であること。(ただし、道路全域の地目が公衆用道路として登記されている場合は、この限りでない)
- (2)道路復員が1.5m以上で、支障なく下水道工事ができるものであること。

- (3)一端が、下水道の整備が済んだ道路または整備中の道路に接続していること。
- (4)当該地区の全戸が排水設備の設置を予定している者であること。
- (5)工事の完成後6カ月以内に排水設備を設置すること。
- (6)私道の所有者が下水道の布設を承諾していること。

●水洗化普及促進のための取り組み

- (1)下水道協力員が戸別訪問により普及啓発活動を実施、未接続の理由調査、各種助成制度の説明、汚水放流先を見てもらう。
- (2)マスコミ、広報紙の利活用(ミニFM局での下水道放送、市政だより掲載)
- (3)公認排水設備工事業者への普及活動依頼
- (4)工事説明会での映像による水洗化の必要性の説明
- (5)未水洗世帯および事業所、市外在住大家などに対し早期接続の通知書送付
- (6)私道未整備地区への私道対策要綱の説明と配布
- (7)下水道普及促進月間に合わせた広報車によるPR
- (8)水洗化に有利な改造資金の融資あつせんのPR
- (9)下水道いろいろコンクールなどでの小中学生への理解を深める習字、ポスター、作文、標語の募集案内
- (10)下水道出前講座や下水処理場見学を各種団体、小中学校へ案内配布
- (11)下水道課普及促進強化週間を定め、全職員で普及促進の戸別訪問を実施
- (12)環境フェスティバルを開催し、下水道の必要性と効果について市民の方々の理解を深めていただく。この際、下水汚泥で生産している「もみがらコンポストあいづ土根性」を無料配布し、下水道の循環型環境への取り組みについてもPRしている。

4. 効果

平成13年度より、協力員が普及促進に集中したことにより水洗化できた効果を以下に示す。協力員が未水洗世帯を戸別訪問し、接続しない要因を探りながら効果的な普及促進に生かしている。

	訪問世帯数(戸)	うち水洗化世帯数(戸)
平成13年度	2,200	304
平成14年度	2,458	217
平成15年度	3,500	258
平成16年度	3,930	325

5. 今後の課題

接続阻害の要因からも分かるように、ほとんどが言い訳としている経済的理由を解決できる特効薬的な方法はないのが現状であり、どうしたら「その気にさせる」かが下水道事業者の知恵の出どころである。

本市では、普及活動の際に、生活排水の現状を目に訴える(汚水放流先を見てもらう)などにより、生活環境の向上のためには下水道が必要なんだと理解と認識をお願いしている。

したがって、今後は、「その気にさせる」制度の拡充や水環境への意識の向上対策をどのように展開するかが下水道事業者の課題であると考えている。

戸別訪問を進め住民意識の向上で100%達成を目指す(神奈川県厚木市)

1. はじめに

(1) 厚木市の概要

厚木市は神奈川県中央に位置し、6市2町1村に接しており、市の東部は、遠く富士五湖の1つである山中湖に源を発する相模川の清流が南北に貫通し、これに併流する中津川、小鮎川があり、これらの河川流域に平野が開けている地勢である。東西 13.68km、南北 14.80km の扇形に近い地形で面積 93.83km²を有している。

昭和30年2月1日に1町4力村が合併して厚木市を施行し、さらに3力村を編入して今日に至っている。

昭和43年の東名高速道路厚木インターチェンジの開設は、首都圏南西部の陸上交通の要衝として本市の産業経済に画期的な影響をもたらした。その後、交通の利便性に恵まれたこともあり、人口が飛躍的増加し、現在 222,764 人(平成17年4月1日)となっている。

(2) 下水道事業の概要

厚木市の公共下水道は、相模川流域関連公共下水道として、昭和44年に始まり、全体計画面積は 6,815ha で、そのうち処理区域面積は 3,279ha となっている。

平成17年3月31日現在、処理区域人口は 196,280 人に達し、下水道普及率は 88.1% となっている。

公共下水道管の埋設状況は、汚水管約 646.9km、雨水管約 101.6km となっており、今後は市街化区域内の汚水未整備箇所の促進と併せ、雨水による浸水のない安全で安心できる快適なまちづくりに向け、積極的に雨水整備事業の推進を図ることが急務となっている。

2. 接続の阻害要因

(ア) 未接続者へのPR不足

公共下水道への未接続者に対する接続意識を向上させることが現在の重要課題である。未接続者に対して、

- ① 汚水を速やかに排除するので蚊やハエの発生を防止し、伝染病予防に貢献すること。
- ② 水洗便所の使用が可能になるので悪臭などの発生源となる汲み取り便所を廃止し、浄化槽からの定期的な汲み取りが必要なくなり、道路側溝接続などによる臭気問題を解決できること。
- ③ 汚水が直接河川、湖沼、海などの公共用水域に流入しないため水質を保全できること。

以上の公共下水道の役割を十分理解してもらう必要がある。

本市では、公共下水道に対する住民への理解を得るため、さまざまなPR事業やホームページに下水道に関する情報を掲載している。

平成17年度においては、市制50周年ということもあり、各種のイベントを行っている。

このように、下水道の普及や維持管理に対するPR事業の充実を図っているところであるが、水洗化率が100%までには至っていない。

(イ) 高額工事費

未接続者に対し公共下水道への接続を促すため、「排水設備工事の実施について」の文書を毎年通知している。

その際、はがきによるアンケート調査を実施し、排水設備工事ができない理由を記入し、返送してもらっている。

この結果、経済的困難が一番の原因となっている。例えば、未接続者の直接的な経済理由がある。接続するために指定工事店に見積りを取ったが、余りにも工事費が高い(約80～100万円の例もある)などの理由で諦めたりする世帯が多かった。

また市内では汲み取りの世帯は少ないが、浄化槽により水洗化している世帯が多く生活上は何ら不自由がないことが、未接続の要因となっていることが見受けられた。

●接続していない理由(水洗化促進回答状況)(%)

	平成14年度	平成15年度	平成16年度
地形的に施工困難	3.2	0	2.3
建替え予定	18.4	18.5	18.3
借地・借家関係	3.2	3.1	6.8
公共事業予定	2.2	0.6	0
他人の土地を使用しなければならない	0.5	1.9	2.4
空屋・長期不在	6.5	8.6	5.4
業者に依頼中	5.4	3.1	0
私道関係	0.5	0	0.8
相続問題	3.8	1.9	0
工事完了済	9.7	11.7	16.0
工事予定	3.8	4.3	0.7
建物老朽化・解体予定	5.4	3.1	3.1
建物解体済	0.5	7.4	3.8
排水設備なし	2.2	0	0
資金不足	20.0	20.4	24.5
転居・売却予定	1.6	3.7	3.0
検討中	2.7	1.8	0
売却済	2.2	0.6	3.8
理由不明	8.2	9.3	9.1

3. 制度の概要

(ア) 助成制度

水洗化促進のため、昭和48年に「厚木市水洗便所改造等資金助成規則」および「厚木市水洗便所改造等資金融資あっせん規則」を定め、下水道処理区域内において供用開始してから3年以内に汲み取り便所などを水洗便所に改造する者に助成措置を取っている。これにより、水洗便所の普及を図るため助成を実施している。

(1) 奨励金交付制度

・奨励金の対象および交付額

- ① 汲み取り便所改造または共同浄化槽機能停止の場合……………3万円

- ② 上記以外の浄化槽機能停止の場合……………2万2000円
- ・奨励金交付の対象者は次に該当するものを除く
 - ① 法人
 - ② 融資あっせんを受けているもの
 - ③ 市税、受益者負担金および複数の家屋などを有している場合で既に接続している家屋などについて下水道使用料を滞納しているもの
- (2) 水洗便所改造等資金融資あっせん制度
 - 工事費用を金融機関から借りる際のあっせんを行い、利息分を市が負担する。
 - ・融資あっせん限度額
 - ① 汲み取り便所またはし尿浄化槽1基につき……………55万円以内
 - ② 共同で使用するし尿浄化槽1基につき……………150万円以内
 - ・返済方法 42カ月均等償還
 - ・融資対象者
 - ① 所有者又は占有者で法人以外のもの
 - ② 償還能力を有するもの
 - ③ 市内に住所を有するもの
 - ④ 市税、受益者負担金および複数の家屋などを有している場合で既に接続している家屋などで下水道使用料を滞納していないもの
 - ⑤ 連帯保証人を1人立てることができるもの

(イ) 未接続者への対応

本市では、現在、水洗化率は98.7%となっており、概ね水洗化の目的は達成していると思われるが、今後更に100%の水洗化を目指すには、これまで以上に住民意識の向上を図ることが必要であり、市として努力しなければならない。

水洗化促進のため、毎年供用開始後3年を経過した者のほか1,2年経過した公共下水道未接続者に対して、排水設備工事の実施についてお願い文を通知しているが、なかなか接続率の向上が見込めない状況である。広報や市のホームページ、相手方への文書通知だけの間接的なことでは限界があると思われる。このため、市として直接的に説明し、納得してもらう方法が最良と考え、職員による戸別訪問(約1,000件)を行い住民の理解を得ることとした。

未接続世帯のリストを作成するほか、建築確認申請がありながら私設下水道申請がない場合など無断工事の発見を含め戸別訪問を行った。未接続者に直接面会することにより、接続できない理由が分かり今後の対応に役立つことが多く見受けられた。

戸別訪問を行うためには担当課だけでは困難なため、部内他課から応援職員を要請し、集中的に行うこととし、毎週1回2班(4名)編成で戸別訪問を行った。

4. 効果

助成金交付や融資あっせん制度については、水洗化率向上には寄与したと思われる。

しかしながら、未接続世帯への公共下水道接続については各世帯の諸事情があり、難しい面がある。平成17年度に実施した未接続世帯への直接訪問は色々な面から効果があった。

戸別訪問により、既に公共下水道に接続済みの家屋が発見されるケースが多く見受けられ、下水道使用料金を賦課する(約80件)ことが可能となった。また、無断工事(約70件)の発見もあった。

5. 課題

厚木市においては、市街化区域の人口に対する公共下水道の普及率は99.8%となっており、今後は取り残した区域の整備を着実に実施することが重要である。

水洗化率100%を目標にこれからも未接続者に対して、積極的に接続をお願いすることが重要と考えており、そのためには、対象者への戸別訪問により相談に乗ることが必要と思われる。しかしながら、現在の社会情勢から市職員の増員は見込めない状況であるため、外部機関への委託が必要となってくると考えている。

戸別訪問にシルバー人材センターを活用(京都府宇治市)

1. はじめに

本市は、京都盆地の東南部に位置し、市内にはJR奈良線、近鉄京都線、京阪宇治線の3本の鉄道が通り、交通の便が良いことから京都、大阪への通勤圏として発展してきた。そのため、昭和30年代後半からの高度経済成長期には急激な人口の増加が続き、都市基盤の施設整備が遅れるなど、本市のまちづくりにも大きな影響を及ぼしている。特に、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る都市の健全な発達を促す根幹的な施設としての公共下水道の整備が緊急の課題となってきた。

本市の公共下水道は、昭和46年度に都市計画決定を行い、昭和52年度に事業認可を受け整備に着手した。本市の地理的条件が、市内の中央を流れる一級河川宇治川により分断されていることから、宇治川を境に右岸側を単独公共下水道事業(東宇治処理区:843ha)、左岸側を京都府木津川流域下水道の関連公共下水道事業(洛南処理区:1,560ha)として整備を図っている。

単独公共下水道東宇治処理区は昭和52年度から事業に着手し、昭和61年度より順次供用の開始を行い、平成17年4月末現在の整備状況は、人口普及率79.6%である。

一方、流域関連公共下水道洛南処理区は京都府の事業進捗と整合を図りつつ、昭和58年度から事業に着手し、平成元年度より順次供用の開始を行い、平成17年4月末現在の整備状況は、人口普及率56.2%であり、本市全体では人口普及率64.2%まで整備が進んできた。

2. 接続の阻害要因

公共下水道は、生活環境の改善や公共用水域の水質保全などを図るという重要な施設であり、整備されても各家庭からの汚水が公共下水道に流入されず、依然として在来の道路側溝などに流されていたのでは、都市の健全な発達や公衆衛生の向上に寄与するという目的は達せられず、さらに公共用水域の水質保全を図ることも不可能である。

よって、下水道法では改造の義務を課すため、公物法として極めて特異な「利用の強制」の規定が設けられているものである。しかし、改造の義務期限を経過したにも拘わらず、水洗便所に改造していない未水洗家屋については、改造できない何らかの理由があると考えられるため、阻害する理由を解消するための手助けをするなど、積極的な水洗化への働きかけを行うことが必要である。

3. 制度の概要

本市では、今年度から水洗化への積極的な取り組みとして、改造の義務期限である処理開始後3年を経過したにもかかわらず、依然として水洗便所への切り替え工事がされていない未水洗家屋を、直接面談により水洗化に取り組むよう啓発を行うとともに、可能な範囲で理由の把握に努め今後の施策に活かすため、社団法人宇治市シルバー人材センターに普及促進の業務委託を行ったものである。

業務委託にあたり、シルバー人材センターとの協議により普及推進員が平日や休日夜間も含め、積極的に普及活動に取り組み、成果により報酬額が確定するという制度の導入を行った。

報酬額は基本報酬と特別配分金とに分類し、基本報酬は直接面談を基本に1件あたりの報酬額を定め、留守の家屋については再訪問、再々訪問などを行い、直接面談により1件の基本報酬額を支払う。一方、特別配分金は普及推進員が公共下水道の趣旨・目的に基づき、意欲をもって各

家庭の事情にも配慮しながら水洗化への普及啓発に取り組み、結果として本市に排水設備工事などの申請書が提出された場合には、1件につき特別配分金を加算することとした。

4. 効果

普及推進員制度は、今年度からの新たな取り組みとして、処理開始後3年経過した未水洗家屋を普及推進員が積極的に訪問し、公共下水道の目的や役割などを説明するとともに、接続替えを早期に実施するよう要請していただき、できない理由などを可能な範囲で把握できた内容について、「未水洗家屋調査表」「日報・月報」で整理し、翌月に書面で報告を受けている。

推進員が訪問する中で、現住者の過失によらず、家の売買などによる過程で下水道に接続し使用している事例、「いわゆる無届工事」も発見できている。このような場合、推進員から連絡を受け、本市の職員が使用者から理由・経過などの説明を受けるとともに、公共下水道の制度や仕組みを説明し、下水道使用開始届けを早急に提出するよう指導を行うなど、本市の下水道担当者と普及推進員が常に連絡を密にし、接続促進に向け積極的に取り組んでいる。

5. 今後の課題

本市では、下水道の管渠建設工事や処理開始前などに排水設備工事の地元説明会を開催するなど、市民への公共下水道の目的・必要性を説明し理解と協力を求めるなど、あらゆる手段を講じて水洗化に取り組んでいる。

さらに、処理開始後3年を経過した未水洗家屋を普及推進員が訪問し、公共下水道への接続替えをお願いしているが、公共下水道の必要性は理解されても、未接続の理由として「家が古く子供も独立し、今後、家に戻る予定もない」、「自分が亡くなったら、空き家となり無理して水洗便所への工事はできない」など、さまざまな事情を抱えている世帯もあることから、今後、普及率の向上を図るためには、公共下水道についての啓発を促すとともに、調査結果の集計を行い接続できない原因などについて分析し、課題の解消や軽減に向けた新たな施策を検討することも必要となってくる。

水洗化促進嘱託員で進める戸別訪問(広島県府中市)

1. はじめに

府中市は、広島県東南部の備後地域のほぼ中央に位置する内陸平野の中都市で、沿岸部の福山市に14km、同尾道市に17km、同三原市に23km 県北部の中心都市三次市に43.5kmの地点にある。また県庁所在地の広島市と隣県の岡山市からそれぞれ約70kmの距離にある。

本市は、古代に備後国府が置かれ、古くから近畿と北九州、山陽と山陰を結ぶ交通の要衝であり、古代から文化交流の中継点であった。平成16年4月に甲奴郡上下町を編入合併し、現在市域面積195.71km²、人口約47,000人の都市である。

2. 下水道事業の概要

府中市の下水道事業は昭和61年度から芦田川流域関連公共下水道事業に着工している。芦田川流域下水道は、昭和49年度に着工して府中市は昭和61年度から2市3町で構成する芦田川流域関連公共下水道府中処理区として参画している。

府中処理区の全体計画区域は1,354ha、日最大汚水量28,500m³/日、行政区域人口46,959人、処理区域人口38,510人である。このうち合併前の府中市(人口40,996人)の下水道事業は、事業認可区域310ha、処理区域人口8,715人、下水道普及率21.3%、水洗化人口5,227人、水洗化率60.0%である。市民の豊かな生活環境を築くために公共下水道整備促進に努めている。

■公共下水道事業計画一覧表(平成16年度末現在)

汚水排除方式		分流式
排水面積	全体計画	1,354ha
	事業認可	310ha
	処理区域面積	232ha

3. 水洗化の阻害要因

下水道の役割については、「都市の健全な発達、公衆衛生の向上、公共用水域の水質の保全」であるが、公共下水道を整備しても公共下水道に接続しなければその目的を達成することはできない。そのため下水道に対する十分な理解と協力を得るため、広報啓発活動、事業説明会および受益者負担金の住民説明会において、生活環境、居住環境、河川などの公共用水域の水質保全が図られるか、市民の下水道に対する認識を深めている。また平成13年度から水洗化促進嘱託員を配置し、未接続世帯に対する戸別訪問を実施し未水洗家屋の実態把握に努め、下水道の意義、目的、水洗化の法的義務、助成制度などの理解を図り水洗化の向上に努めている。

未水洗世帯の要因は①家屋の老朽化、②高齢者世帯、1人、2人暮らし、③借地、借家世帯、④密集住宅で排水設備が家屋内に設置の工事困難などが主要因である。

4. 制度の概要

「融資あっせん制度」

汲み取り便所(し尿浄化槽含む)を水洗トイレに改造するなどの排水設備工事を実施する際、その改造に必要な資金を市の指定する金融機関に融資あっせんし、利子を補給するもの。

この融資あっせん制度は、処理区域内になるとトイレの水洗化が法律で義務づけられているため、経済的負担をなるべく少なくすることを目的として定められた制度である。

■融資あっせん金額

対象工事	福祉資金
汲み取りトイレを水洗化に改造して公共下水道に接続する工事の場合	工事1件について限度額100万円までの範囲内で市長が定める額
既設のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続する工事の場合	上記に同じ

■融資の条件

- ① 償還期間 50カ月以内
- ② 償還方法 融資の翌月から元金均等月賦償還(ただし1,000円未満の端数は、初回で調整)
- ③ 融資時期 工事完成後

■融資あっせん対象者および資格

- ・市内に住所を有する者
- ・供用開始の告示の日から3年以内に工事を行う者
- ・建物の所有者または、建物の所有者の同意を得た使用者
- ・市税および下水道事業受益者負担金を納入していること
- ・償還能力を有するもの
- ・市長が適当と認める連帯保証人を有すること
- ・取り扱い金融機関の融資条件に該当すること

■融資あっせんの申し込みの必要書類:

「排水設備等確認申請書」、「水洗便所改造資金融資あっせん申請書」など

5. 効果

■水洗化普及促進調べ(合併前の府中市の年度別経過)

	H11	H12	H13	H14	H15	H16	
行政区域人口(人)	42,898	42,569	42,288	41,911	41,396	40,996	
認可区域(ha)	232	268	268	310	310	310	
供用開始区域(ha)	109.40	149.88	156.49	199.56	211.78	231.66	
供用開始区域内処理人口	(7,533)	(7,602)	(7,803)	(8,261)	(8,537)	(8,715)	
上段()内は累計(人)	203	69	201	458	312	142	
供用開始区域内世帯数	(2,446)	(2,472)	(2,543)	(2,681)	(2,783)	(2,838)	
上段()内は累計(戸)	67	26	71	138	102	55	
下水道普及率(%)	17.60	17.90	18.50	19.80	20.77	21.34	
水洗化人口(人)	3,473	3,794	4,180	4,725	4,979	5,227	
水洗化世帯数	事業所など	80	90	99	153	162	177
	一般家庭	1,125	1,226	1,345	1,521	1,603	1,678
水洗化率(%)	46.1	49.9	53.6	57.2	58.1	60.0	

密集市街地に未水洗家屋が密集している状況であるため、水洗化促進嘱託員を平成13年度から配置し、未水洗世帯の戸別訪問を繰り返し家屋の所有者に直接会って接続のお願いをしている。

その結果、平成11年度の水洗化率は46.1%であったが、平成16年度には60.0%と、水洗化が着実に向上している。

6. 今後の課題

公共公益施設の水洗化を関係機関の理解を得て優先して接続していただく事は継続していく。

密集市街地の水洗化促進が課題である。水洗化促進嘱託員を中心に公共下水道の意義については理解を得ているが、今後も粘り強く地域住民と一体となって水洗化率向上に取り組んでいく必要がある。

戸別訪問を毎年継続的に実施することで水洗化を促進(鹿児島県鹿児島市)

1. はじめに

(1) 鹿児島市の概要

鹿児島市は、九州の南端である鹿児島県のほぼ中央部にあり、鹿児島湾を挟んで桜島を含んだ、東西約 33km、南北約 51kmの風光明媚な都市である。

本市は、明治 22 年 4 月 1 日の市町村制の施行により鹿児島市となり、その後、隣接市町村との合併を行い、平成の大合併においては、平成 16 年 11 月 1 日に吉田町、桜島町、喜入町、松元町および郡山町と合併し、人口約 60 万人の県都として、政治、経済、社会、文化など高次な都市機能が集積した都市としてさらなる発展を続けている。

(2) 公共下水道事業の概要

鹿児島市の公共下水道は、昭和 27 年に国の認可を受け、昭和 30 年 11 月 29 日に沖ノ村汚水処理場(現在の錦江処理場)の供用を開始した。

現在の公共下水道事業の認可区域は 7,098ha、処理区域人口は 496,000 人となっている。

平成 16 年度末の整備状況は、処理区域面積 6,452ha 処理区域人口 461,900 人であり、認可区域面積に対して 90.0%の整備率、行政区域人口に対して 76.8%の普及率となっている。

2. 水洗化の阻害要因

本市の水洗化率は 96.6%であり、全国の中核市 35 都市中、第3位と上位に位置している。

しかしながら、未水洗家屋となっている家屋については、その解消がなかなか進まないといった課題がある。

本市が未水洗家屋を戸別訪問し調査した結果によると、未水洗の家屋では借地・借家が最も多く 53.6%を占めていた。そのために、借家の所有者が公共下水道への接続の必要性を感じていない、借家人が家賃の上昇を理由に現状で良いと主張する、家屋の老朽化により解体を考えているなどから当面接続を見送っているケースが多い。

次に未水洗の理由として、経済的理由が 9.4%を占めていた。これは、低所得の世帯だけでなく、一般的な世帯においても、子供の進学やリフォームなどに費用が掛かるなど、下水道以外の出費で精一杯であることから、公共下水道への接続を見送っているようである。

そのほか、市が公共下水道を整備する前に合併浄化槽を設置して間もない世帯については、特に協力が得られにくい状況にある。

3. 制度の概要

本市の未水洗家屋解消に向けた主な取り組みなどは以下のとおりである。

① 磯貝が未水洗家屋への戸別訪問を行う接続依頼

公共下水道の供用開始後、3 年以内の区域の未水洗家屋は職員が戸別に訪問し、接続の依頼を行っている。また、初年度の訪問後に未水洗家屋台帳を作成している。

② 未水洗家屋函査業務委託による未水洗家屋への戸別訪問を行う接続依頼

公共下水道の供用開始後、接続せずに 3 年を越えた区域の未水洗家屋に対しては、委託者が戸別に訪問し、公共下水道への接続依頼を行っている。

③ 水洗便所改造資金助成規程

個人所有の住居用の家屋で、汲み取り便所または浄化槽便所を水洗トイレに改造すると、便槽1槽または浄化槽1基につき下記の助成金を交付する。

区分	単位	助成対象	助成金額
汲み取り便所改造	便槽1槽につき	処理開始の公示日から3年以内の改造工事(完成まで)	17,000円
浄化槽改造	浄化槽1基につき	処理開始の公示日から1年以内の改造工事(完成まで)	17,000円

④ 融資あっせん制度

汲み取り便所や浄化槽便所を水洗トイレに改造する住民に、改造資金の融資をあっせんしている。(水洗便所改造資金助成制度との併用は不可)

① 融資を受けられる人

- ・家屋の所有者、または借家人で改造工事について家屋の所有者の承諾を得た人
- ・市税および下水道受益者負担金を滞納していない人
- ・市内に居住し、独立の生計を営む20歳以上の連帯保証人を1名たてることができる人

② 融資利率

- ・処理開始の公示日から3年以内に汲み取り便所を改造→無利子
- ・処理開始の公示日から1年以内に浄化槽便所を改造→無利子
- ※上記の期限を経過した場合でも融資制度(利息あり)を利用できる。

③ 融資の限度額

- ・汲み取り便所(または浄化槽)1カ所につき30万円以内。ただし、トイレが1カ所増すごとに15万円を加算した額以内。

⑤ 私道に対する公共下水道の布設について

私道に面した家屋の排水設備の整備促進および水洗便所の普及促進を図ることを目的として、主に次の要件を満たせば申請により市費で公共下水道を布設することとしている。

- ・公共下水道の布設および維持管理に支障がないこと。
- ・布設した公共下水道を利用する家屋(所有者の異なるもの)が2戸以上あり、かつ、公共下水道の布設工事完成後直ちに排水設備を設置する家屋がその3分の2以上あること。
- ・私道の所有者などから、土地使用承諾書などが得られること。

⑥ 広報啓発活動

① 工事計画説明会の開催

下水道工事の概要、排水設備、融資あっせん制度、水洗便所改造資金助成制度、受益者負担金などの説明を、整備予定の住民に対して行う。

② 「下水道の日」行事の実施

「下水道の日」に併せて下水道をPRするための行事を行う。

③ 市広報紙の活用

鹿児島市の広報紙「市民のひろば」に下水道の記事を掲載する。

④ 鹿児島市民消費生活フェアへの参加

下水道に関する相談コーナーを設けるほか、下水道クイズ、ビデオ放映などを、5日間にわたって行うことにより下水道をPRする。

4. 効果

水洗化率の向上のためには、戸別訪問を毎年継続的に行っていくことが最も有効な手段と考えられることから、直接住民に下水道の必要性、接続の義務などの説明を行う際に「水洗便所改造資金助成制度」、「融資あっせん制度」、「私道に対する公共下水道布設の要件」などについて説明を行っており、その成果として水洗化率が 96.6%と比較的高い接続率を達成していると考えている。

なお、水洗化人口と水洗化率の過去 5 カ年の経過について以下に示す。

■水洗化人口と水洗化率

	H12	H13	H14	H15	H16
処理区域人口（人）	449,300	454,300	456,800	459,700	461,900
水洗化人口（人）	431,200	436,400	440,000	443,500	446,300
水洗化率（%）	96.0	96.1	96.3	96.5	96.6

5. 今後の課題

本市の公共下水道事業においては、水洗化の阻害要因である借地・借家、経済性などの問題に、いかに取り組んでいくかといった課題がある。

このうち、借地・借家については、戸別訪問時に所有者が判明した場合は連絡し、改めて水洗化のお願いを行っている。しかし、不在宅が多いことや居住者から所有者の情報を聞きだしにくいことなどから、家主や地主を特定できないことも多い。

とくに、最近は個人情報保護法に基づく個人情報保護条例が制定されて以来、さらに情報入手が困難な状況であり、このようなことが新たな課題となっている。

経済性については、長引く不況の影響から収入が伸び悩んでいることや、高齢化社会における年金受給者の増加などが、経済的要因の課題となっている。

また、昼間の戸別訪問では不在宅が多いことから、夜間の戸別訪問を考えているが、夜間の訪問に係る費用や住民感情などの課題もあることから、現在検討中である。

このように、さまざまな課題があるが、今後とも継続的に戸別訪問を実施し、住民のそれぞれの状況を把握しながら、水洗化への要請を行うことが最良の策であると考えている。

事情に合わせた広報活動で水洗化を推進(岩手県盛岡市)

1. はじめに

(1) 市の概要

盛岡市は岩手県のほぼ中央に位置し、東の北上山系、西の奥羽山系に囲まれている。

市の中央には北上川が北から南に流れ、北上山系に源を発するサケの遡上で有名な中津川、築川、奥羽山系に源を発する雫石川がほぼ同地点で北上川に合流し、これらの川にはさまれた形で扇状に市街地が形成されている。

平成元年に市制施行 100 周年を迎え長い歴史と伝統にはぐまれた県都として発展しており、日本百名山の一つ岩手山の雄姿を仰ぐことができる、水と緑に囲まれた潤いのある街として、北東北の交通、文化、経済の拠点都市として発展している。

また、平成 18 年 1 月 10 日に玉山村と合併を予定し、さらなる発展を目指している。

(2) 下水道の概要

盛岡市の下水道事業は、昭和 28 年に市の中央部にあたる菜園排水区を対象に合流式として計画面積 150.30ha、計画人口 30,060 人の事業認可を受け、着手したのが始まりである。昭和 40 年に合流式の中川原終末処理場が供用開始された。

その後、昭和 45 年に合流式から分流式へ処理方式を転換するなど認可変更を行い、整備を進めた。岩手県においても昭和49年事業認可を得て、北上川上流流域下水道事業を推進することとした。盛岡市を中心とする 1 市 2 町 2 村(盛岡市、矢巾町、雫石町、滝沢村、玉山村)の行政区域を対象に整備し、その心臓部となる都南浄化センターをはじめとする幹線管渠などの根幹的施設(一部)が完成し昭和 55 年から供用開始された。

それ以来、当市の下水道整備は、平成32年度を目標とした盛岡市公共下水道基本計画に基づき事業を進めている。(面積 7,780ha、計画人口 313,900 人)

平成 16 年度末での人口普及率は 84.6%である。(行政人口 282,334 人、処理区域人口 239,003 人)

また、整備率は 82.7%である。(認可面積 5,198ha、整備区域面積 4,301.43ha)

2. 接続の阻害要因

(1) 阻害要因の調査と考察

当市では平成 11, 12 年の 2 カ年で処理区内の告示後 3 年以上経過した未水洗家屋を対象に阻害要因をアンケート調査した。送付件数 4,760 件、回答件数 1,503 件で回答率 31.6%であった。

その結果、水洗化しない要因の上位は、1位(32.6%)が「改造資金が足りない、融資を受けても返済できない」の経済的理由。2位(28.6%)が「家屋が老朽化している」資金を投入しても無駄になるという理由。3位(8.6%)が「家屋の取り壊し、改築、移転の予定がある」。4位(6.7%)が「借家(借地)で家主(地主)が改造を承諾してくれない」。5位(3.8%)が「現在使用している浄化槽で、間に合っている」などが主なものである。

考察として「経済的理由」と「建物の老朽化」で6割を占めることから、水洗化率向上にはこれらに対する方策の検討が必要であるが、最も難しい問題である。(返済の能力が無いと、融資制度の活用は無理)

時期がくれば、水洗化されるであろうと思われる「家屋の取り壊し、改築、移転予定」のケースもあり、また権利関係などの民事的な問題であり関係者の権利調整が望まれ、市の支援が必要なケースもあることが、この調査でわかった。

(2) 下水道の潔職を深める広報活動

水洗化の義務付けの意義を市民に広く知らしめることが水洗化促進に果たす役割は大きい。そのために盛岡市では次の広報活動を行っている。

① 下水道工事説明会

工事着手前に工事概要説明、受益者負担金、使用料金の説明の後に、下水道の接続の意義や義務および融資、助成制度などを説明する。

② 水洗化普及説明会

上記下水道工事完成後、供用開始区域を対象にもう一度、説明会を開催する。市民に分かりやすい「見える下水道」としていくために、下水道の役割、重要性および水洗化工事の説明を行っている。

③ 「下水道移動相談所の開設」

盛岡消費者まつりの一環として毎年、3日間行っているもので、排水設備・水洗化工事、資金計画や受益者負担金など下水道に関する相談を受けるもの。

会場内には下水道パネル展示、排水設備に関するビデオ放映、下水道アニメや終末処理場の流入水、放流水の展示などを行い、下水道に関する理解と関心を深めるため実施している。

④ 「下水道出前授業」

環境問題に関する学習の一環として、新しく処理区域となる地区の小学校 4 学年を対象に、市の職員が講師として学校に出向き「水の循環」、「下水道の役割」、「下水道のしくみ」などを授業内容に盛り込み、その教材として下水道のしくみに関するパンフレット(漫画)、終末処理場の流入水と放流水および微生物のビデオを用意して分かりやすい授業を行っている。またその授業内容を新聞社に取材を依頼し、幅広くPR活動を行っている。

⑤ 「下水道の日」関連啓発活動

自動車パレードの実施

市と指定工事店組合との共催により新規処理区域や水洗化率の低い地区を中心に下水道普及促進の宣伝活動として広報車と装飾車でパレードを行っている。

下水道関係標語募集

市内小学校 38 校の 5 学年を対象に標語募集を行い、市長賞 2 点、教育長賞 2 点、優秀賞として各小学校 1 点を選び表彰を行っている。今年度は 18 回目となり、847 点の応募があった。この入賞作品を全国コンクールの「下水道いろいろコンクール」に応募している。

下水道施設の公開

昭和 40 年に供用開始した、当市唯一の単独終末処理場である中川原終末処理場(処理方式は高速散水ろ床法)を一般公開している。

広報活動として

「広報もりおか」と盛岡市のホームページに「下水道の日」関連行事を掲載、「下水道の日横断幕等の懸垂」を本庁舎、都南分

庁舎の2カ所に掲示、「ポスター」を市内小・中学校、支所など
公的機関に掲示、「壁新聞」を毎年市内小・中学校に配布。

(3) 水洗化推進活動

① 水洗化推進員の委嘱(現在 12 名)

下水道整備率 100%、かつ水洗化率が 85%未満の町内、未水洗戸数が 100 戸以上ある町内、今後下水道整備が実施され、水洗化普及を行わなければならない町内から水洗化推進員を推薦してもらい、水洗化についての相談、指導および水洗化に係る通知文書、パンフレット及びアンケート調査などの配布や回収を行っている。

② 職員(普及係員 5 名)によるPR活動

未水洗世帯へ戸別訪問し、水洗化工事の早期実施をお願いする。(悪臭および雑排水が水路、側溝へ放流されているなど苦情対応を含む)

③ 水洗化促進資料の送付

未水洗世帯へ市長名で水洗化工事の早期実施を促す文書を送付する。(盛岡市の水洗化普及パンフレット「水洗化のてびき」および「指定工事店一覧表」などを送付)

(4) 水洗化を阻む問題点

① 阻害要因の 3 分の 1 以上は「経済的困難」であり、融資制度の利用を勧めても、「返済能力がない」と言われればどうしようもない。下水道の意義・法的義務などを理解してもらえても、残念ながら「経済的困難」だけはどうしようもない。

② 阻害要因の「家屋の老朽化」は「古くなった家を水洗化しても、投資しただけ無駄」と考える人がほとんどで、1 人暮らしの老人に特に多く見られる。一方、貸家・アパートの場合は建物を改修したくとも借家人が出ていかないため改修できないケースや、水洗化したくても「家賃が高くなるので、今のままでよい」と言う借家人の事情がある。また、「家屋の老朽化」と「経済的困難」が重なる阻害要因のケースもよく見受けられる。

3. 制度の概要

(1) 水洗化普及資金融資制度

汲み取り便所を水洗便所に改造する場合および既存の浄化槽を廃止して公共下水道に接続しようとする場合に資金の貸し付けを行っている。

区分	一般融資(金融機関)	特別融資(基金)
融資金額	1 件 80 万円以内	1 件 80 万円以内
融資年利率(本人分)	年 2%(2%以上は市で利子補給)	無利息
償還方法	4 年 6 ヶ月以内(元金均等月賦償還)	据置期間 3 年以内、72 月以内月賦均等償還
対象	・建物の所有者または占有者 ・市税、下水道受益者負担金の滞納がないこと ・市内に連帯保証人があるもの	・建物の所有者。 ・生活保護世帯 ・市民税均等害 1 世帯、非課税世帯 ・保証人なし

*1 件とは大便器 1 個をいう。アパート等の限度額は 1 件につき 50 万円以内

例)6 世帯のアパートの場合 6 × 50 万 = 300 万円が限度額

(2) 水洗便所設置費補助金

生活扶助世帯などが汲み取り便所を水洗便所に改造する場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付して水洗化の普及促進を図っている。

生活扶助世帯補助限度額＝255 千円、その他扶助世帯補助限度額 170 千円

(3) 私設下水道設置費補助金

公共下水道処理区域内の私道に、排水設備設置義務者が共同で私設下水道を設置する場合、その工事の一部を助成し、水洗化の普及促進を図っている。

区分	制度内容
対象私道	排水区域内の私道
条件	(1) 私道に隣接する建築物が2棟以上あり、6割以上の建築物が汲み取り便所を水洗便所へ改造すること。 (2) 共同下水道管の延長が10mを超えていること。 (3) 共同設置者に排水設備設置義務者が2人以上含まれていること。 (4) 市税、下水道受益者負担金の滞納がないこと。
補助率	設置費の10分8に相当する以内の額

(4) 私道の公共下水道設置制度

私道の下水道を普及するため、次の要件に合致する場合、公共下水道を布設している。

(平成2年度から施行)

区分	制度内容
対象私道	公共下水道認可区域内にあり、かつ処理区域外で公共下水道に接続可能な私道
条件	(1) 私道の延長が35m以上、幅員が2.7m以上 (2) 3棟以上の建築物、排水設備設置義務者が2人以上 (3) 建築物の6割以上が下水道の設置を希望 (4) 私道権利者の設置、立入り、無償使用の承諾 (5) 市税の滞納がない

4. 効果

水洗化の阻害要因解消のために、阻害要因の調査、下水道の認識を深める種々の広報活動および融資、助成制度の活用を図り、地道に水洗化率向上に努めた結果が下表に効果として現れていると思われる。

派手な効果は見られないが、水洗化率は毎年少しずつ上昇を続けている。

■世帯別水洗化の状況

年度	処理区域 世帯数 (A)	水洗化戸数 (B)	水洗化率 (%) (B)／(A)	水洗化 増戸数	未水洗化 戸数	未水洗化 3年経過 戸数
H12	96,948	91,288	94.1	1,985	5,660	4,866
H13	98,635	93,209	94.4	1,921	5,426	4,433
H14	99,774	94,584	94.7	1,375	5,190	4,277
H15	101,375	96,410	95.1	1,826	4,965	4,392
H16	103,297	98,595	95.4	2,185	4,702	4,177

5. 今後の課題

戸別訪問して水洗化工事の早期実施をお願いするわけだが、「水洗にする金はない」と、かなり感情的になり、話は市への不満に及び、開き直られるケースや「恥をかかせるのか！」と感情的になるケースがよくある。また、「息子が大学に行っているのに、学費などで融資の返済はできない」などの「経済的困難」の理由が多い。

「経済的困難」にもランクがあり、融資を受けても全く返済の見込みのないケースや融資の償還期間を長く取るなどして月々返す額を減らせば返済ができ、水洗化できるケースがあると思われるので、現在2%の利子負担を無利子にすることを含め融資制度などを再考し、水洗化できない阻害要因の解消に努めたい。

阻害要因の「経済的困難」の解消が、これからの最も難しい課題である。

最高 35,000 円の奨励金が交付される下水道貯金(香川県多度津町)

1. はじめに

(1) 町の概要

多度津町は、香川県の中西部に位置し、北は風光明媚な瀬戸内海国立公園、南は讃岐平野が広がっている。陸地部は東西約7km、南北約4kmで地勢は概ね平坦であり、約7km海上は高見島、さらに5km北に佐柳島の有人島2つが位置し、それ以外に4島の無人島があり、総面積24.34km²、平成17年3月末の人口は24,011人である。

平成12年には町制施行110周年を迎え、「環境のまち」宣言を行い、平成14年にはISO14001を認証取得するなど、21世紀の新しい社会づくり「循環型社会の構築」を主要課題と捉え、「人・環境・まちづくり」を基本とした施策を推進している。

(2) 下水道事業の概要

多度津町の下水道は中讃流域下水道(金倉川処理区)の関連公共下水道として昭和60年1月に事業認可を受け事業着手し、平成3年5月に一部地域を供用開始した。現在、認可区域を拡大し、処理区域全体計画795.2ha、認可区域645.5haのうち、平成17年3月末の状況は処理面積516.7ha、処理区域人口11,713人で下水道普及率48.8%、水洗化率73.2%である。また、雨水整備としては、平成12年度で堀江雨水第1ポンプ場(第1期工事)が完成し、平成17年度で第2期工事に着手している。

平成12年度からは、近年、下水道の役割として新たに求められている水環境の維持、回復、リサイクル社会の構築を目指し、中讃流域下水道金倉川浄化センターの日量10,000m³の処理水を高度処理施設に送水し、オゾン処理や活性炭処理などを行い、農業用水に日量2,000m³、河川維持用水に日量5,500m³、公園施設などに利用する親水用水に日量2,455m³、水辺を復活させるせせらぎ用水に日量45m³を供給する「多度津町再生水利用計画事業」に着手、平成16年5月供用開始した。

身近な生活環境の改善や公共用水域の水質保全といった基本的な役割に加え、循環型社会の構築を目指すための施策も展開している。

2. 接続の阻害要因

下水道施設が整備されても、その施設が有効に利用されなければ下水道本来の機能が発揮されない。下水道会計の健全化を目指すためにも、水洗化の促進は重要な課題である。

水洗化の阻害要因はさまざまであるが、その1つとして一時的な工事費の負担が考えられる。そのため、資金的な不安の解消と水洗化に対する認識を深めてもらうことが必要であると考え、水洗化の促進方策として年次整備計画を作成し、供用開始予定3年前より住民に供用開始後の接続義務、水洗化促進制度、排水設備工事費の負担などについて説明会を開催している。

水洗化促進制度として

- ① 奨励金制度
 - ② 助成金制度
 - ③ 融資あっせん制度と利子補給
 - ④ 私道への下水道管敷設制度
- を設けている。

啓発活動としては、町の各種イベントの際、「下水道コーナー」を設け、随時啓発を行っている。

3. 制度の概要

当該制度の中心的な役割を果たしている奨励金制度の概要は、次のとおりである。

排水設備工事の資金としてあらかじめ積立貯金(下水道貯金)をし、資金の準備をする。供用開始後、1年以内に排水設備工事を施工すると奨励金が交付される。

下水道貯金の要件は、下記のとおり。

積立金	毎月定額積立
積立目標額	30万円以上
積立期間	供用開始の公示される3年前から2年以上3年以内

奨励金の額は、35,000円(最高)である。便槽が2つある場合、下水道貯金を2口加入し、改造工事を施工すれば奨励金も2口交付される。

4. 効果

平成16年度末における水洗化世帯2,278世帯のうち、下水道貯金に加入し奨励金の交付を受けている世帯は、1,565世帯で約68%である。供用開始後1年以内に水洗化した世帯では、奨励金制度を利用している世帯が83%であり、水洗化の促進に大きな効果を上げている。

■ 供用開始世帯状況(平成17年3月末)

供用開始世帯数(A)	3,111世帯	
水洗化世帯数(B)	2,278世帯	
(A)のうち下水道貯金加入世帯	1,959世帯	
(B)のうち1年以内に水洗化した世帯	1,882世帯	
	奨励金交付世帯	1,565世帯
	その他	317世帯

5. 今後の課題

下水道貯金に加入し、毎月積立貯金をしてもらうことが水洗化への意識の高揚につながるものと考えている。そこで、今後は下水道貯金加入世帯の増加方策の検討と実情に応じた貯金額の相談に応じる窓口を設けるなどの対応が課題だと考えている。